

一般財団法人 国鉄労働会館 定款

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この法人は、一般財団法人 国鉄労働会館 と称する。

第2条 (事 務 所)

この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

この法人は、労働会館の維持、経営を通じて、労働者の相互親睦と福利、厚生など福祉の向上を図り、もって労働者の社会的・経済的地位の向上に資することを目的とする。

第4条 (事 業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働者教育
 - (2) 労働者のための生活相談及び法律相談
 - (3) 労働者の福利・厚生並びに文化事業
 - (4) 労働者に関わる各種の調査・研究及び資料の編纂・刊行頒布
 - (5) 不動産の賃貸及び管理
 - (6) その他前号に定める事業に関連する事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

第5条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第6条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第7条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については決議を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類及び監査報告については定款とともに、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

第8条（剰余金の分配の禁止）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9条（長期借入金）

この法人が資金の借入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、当該決議につ

いて特別の利害関係を有する者を除く過半数の者が出席し、出席者の3分の2以上の多数による決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項同様とする。

第10条（会計原則）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計事務に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評 議 員

第11条（評議員）

この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

第12条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、この法人の理事及び監事並びに使用人を兼ねることができない。

3 評議員のいずれか1人及びその親族である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

第13条（任 期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第14条（評議員の報酬等）

評議員に対して、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評 議 員 会

第15条 (構 成)

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第16条 (権 限)

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額及び報酬等の支給基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第17条 (開 催)

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

第18条 (招 集)

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第19条 (議 長)

評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

第20条 (決 議)

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有

する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第21条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び評議員会において選任された2名の議事録署名人が記名押印しなければならない。

第6章 役員

第22条（役員の設定）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上12名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とし、必要に応じて副理事長1名を置くことができる
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第91条第1項第1号上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

第23条（役員を選任）

理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、この法人の評議員及び理事並びに使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1人及びその親族である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

第24条（理事の職務及び権限）

理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の決議により、この法人の業務を分担して執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議により、この法人の業務を分担して執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第25条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第26条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第27条（役員解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

第28条（報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理 事 会

第29条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第30条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長、専務理事の選定及び解職

第31条（招集）

理事会は、法律に特段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事会においてあらかじめ定めた理事が理事会を招集する。

第32条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事会においてあらかじめ定め

た理事がこれに当たる。

第33条（決議）

理事会の決議は、法令又はこの定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において読み替えて準用する同法第96条の要件を満たしているときは、理事会の決議があったものとみなす。

第34条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事（理事長）及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

第35条（定款の変更）

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

第36条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第37条（残余財産の処分等）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第38条 (公 告)

この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。
手代木 昭彦、小池 敏哉、松井 正義、五十嵐 敬、松川 聡
渡 邊 良成、葭岡 庄吾、田中 定昭、伊藤 一之
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は、次のとおりとする。
眞子 俊久
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

＝ 報 告 事 項 ＝

2022年度事業報告

岸田首相は、コロナ禍や世界的なエネルギー・食料価格等の高騰リスクに対して、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする総合経済対策を図るとして、総額 28.9 兆円に上る第 2 次補正予算を 12 月 2 日、参議院本会議で成立させました。そして 2023 年度には、物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど、新しい資本主義の旗印の下、日本経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策を推進するとの認識を示しました。

こうした中、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、今年 5 月 8 日から「5 類」へ移行となり、併せて、政府の対策本部や感染対策の「基本的対処方針」も廃止されるなど、3 年余り続いた我が国のコロナ対策は大きな節目を迎えました。

また、オフィスビル市況によると、6 月時点での東京都心の平均空室率は 6.28% で、過剰供給の目安となる 5% を上回る状況が 2 年以上続いており、コロナ禍による在宅勤務の定着が影響しているとされています。

I 実施事業(継続事業)

(1) 労働者教育講座開催に関する事業

今年度も、当一般財団の実施事業(継続事業)の 1 つである「労働者への教育に資する」ため、下記の要領にて労働者教育講座を開催しました。

- ア 2022 年 7 月 29 日港区「新橋交通ビル」にて、団体役員を講師に「平和憲法をとりまく情勢」として開催、受講者 100 名。
- イ 2022 年 11 月 6 日盛岡市「アートホール盛岡」にて、弁護士を講師に「年金の大減額と介護保険の大改悪を考える」として開催、受講者 60 名。
- ウ 2023 年 1 月 9 日大阪市「国労大阪会館」にて、団体役員を講師に「物価を上回る賃金の引き上げと国民生活」として開催、受講者 35 名。
- エ 2023 年 2 月 26 日品川区「品川区総合区民会館」にて、弁護士を講師に「改正育児介護休業法の現状と課題について」として開催、受講者 50 名。
- オ 2023 年 3 月 4 日水戸市「自治労会館」にて、税理士を講師に「見つけよう！あなたに合ったライフプラン」として開催、受講者 40 名。
- カ 2023 年 6 月 17 日金沢市「石川県平和と労働会館」にて、団体役員を講師に「電力エネルギー供給の方向性と原発が抱える問題について」として開催、受講者 50 名。

などの開催をはじめとして、全国での開催件数が 43 件となり、コロナ禍で開催件数の減った前年度よりも 12 件増加しました。

労働者教育講座の開催に際し、会場費等 113 万円、講師料 131 万円、講師の旅費交通費 118 万円等の支出をしました。

受講料はすべて無料としたため、費用の支出のみとなりました。

(2) 労働者の生活・法律相談に関する事業

労働者、鉄道退職者からの法律に関する諸問題及び生活に関する諸問題等の悩み事に対処するため、下記の要領にて相談窓口を開設しました。広く相談者を募集するため、相談窓口開設に関するポスターを作成し、労働講座の受講者が所属する労働組合及び全国鉄道退職者の会等に配布し、事務所等に掲示していただきました。

ア 法律相談

法律相談として、北海道札幌市の後藤弁護士をはじめ総勢 13 名の弁護士と顧問契約を締結したうえで、札幌市、盛岡市、新宿区、横浜市 2 箇所、千葉市、静岡市、名古屋市、大阪市 2 箇所、和歌山市、広島市、福岡市の全国 13 か所にて 2 ヶ月に 1 回のペースで相談窓口を開設しました。

会館本部では相談窓口の開催が 52 回で延相談者は 50 名に達し、地方部の相談窓口は 51 回の開催で延相談者数 48 名に達しました。

なお、相談者の相談内容等プライバシーに関しては、細心の注意を払い厳重な管理に努めました。

法律相談の相談費用は無料としたため事業収入はゼロであったものの、弁護士等への顧問料 498 万円を負担しました。

イ 生活相談

生活相談として、札幌市、釧路市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、新潟市、山形市、仙台市、水戸市、千葉市、宇都宮市、長野市、甲府市、沼津市、静岡市、名古屋市、金沢市、大阪市 2 箇所、奈良市、和歌山市、岡山市、広島市、下関市、高松市、高知市、松山市、福岡市、大村市、鹿児島市の全国 31 か所にて 1~2 週間に 1 回のペースで相談窓口を開設し、多くの労働者とその家族からの日頃の悩み事の相談に応えました。結果は、延相談窓口開催数が 1056 回に達し、延相談者数が 791 名となりました。

生活相談の相談料も無料にて実施したため事業収入はゼロでしたが、相談窓口開設の委託料として 2,932 万円、現地までの交通費等 1,343 万円を負担しました。

(3) 調査・研究及び資料の編纂に関する事業

2022 年度において、鉄道ネットワーク研究会と『鉄道ネットワークの現状と持続可能性の検討』をテーマとして契約を取り交わし、新たな取り組みに挑みました。しかしながら、コロナ禍等の影響により完成に至らなかったため、2023 年度も継続して取り組みます。

II 収益事業(その他事業)

(1) 貸会議室事業

会館本部における地下会議室の状況については、2021 年度が 71 団体の利用に対し、2022 年度は 68 団体の利用となり、3 団体の減少となりましたが、新規利用が 6 団体ありました。今後も、新規利用団体の拡大と、既存の利用団体からのリピート及び定着化を図るため、利便性を高めるなど、一層の努力に励みます。

(2) 貸室事業

- ① 2022 年度末時点では、満室となっております。
- ② 2022 年度は、屋上キュービクル内電力量計取替、各階水道メーター取替、共用部電気 SW 取替、地下倉庫鉄扉取替工事等を行いました。今後も工事計画に基づき進めてまいります。
- ③ 貸室事業は、会館維持運営を図る上で、安定収入確保の主軸をなすものと認識しており、経済動向やテナント諸事情等による変動は否めないものの、優良かつ長期入居テナント獲得を最重要課題と位置づけ、良好な環境状態を維持するための障害事象の除去に今後も努力していきます。

(3) 貸駐車場事業

会館本部 1F 西側駐車場の 2 台、1F 東側機械式立体駐車場 4 台ともに満車となっています。

定期保守点検等の実施により、良好な使用状態を維持しています。

貸借対照表

2023年 6月30日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	877,696	641,287	236,409
預 金	401,421,187	333,250,877	68,170,310
未 収 金	407,694	341,220	66,474
前 払 金	978,554	140,297	838,257
立 替 金	0	3,811	△3,811
流動資産合計	403,685,131	396,400,182	69,307,639
2. 固定資産			
建 物	318,610,065	333,808,568	△15,198,503
建 物 附 属 設 備	34,982,003	40,653,235	△5,671,232
構 築 物	83,622	90,004	△6,382
機 械 装 置	1	3	△2
車 両 運 搬 具	2	2	0
什 器 備 品	2,272,385	3,358,919	△1,086,534
土 地	2,590,782,337	2,619,008,958	△28,226,621
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	0	90,000	△90,000
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	901,905,407	889,632,894	12,272,513
固定資産合計	3,867,161,329	3,912,770,856	△38,006,761
資 産 合 計	4,270,846,460	Ⓔ 4,309,171,038	31,300,878
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	5,323,050	2,176,400	3,146,650
前 受 金	14,220,638	14,586,381	△365,743
預 り 金	635,981	311,478	324,503
仮 受 金	0	0	0
未 払 消 費 税 等	8,811,100	2,372,400	6,438,700
未 払 法 人 税 等	4,583,400	7,348,700	△2,765,300
流動負債合計	33,574,169	33,708,178	6,778,810
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	39,214,803	59,048,856	△19,834,053
預 り 敷 金	67,548,791	61,062,195	6,486,596
預 り 保 証 金	1,782,000	1,782,000	0
退 職 給 付 引 当 金	7,606,890	7,966,700	△359,810
固定負債合計	116,152,484	141,706,399	△13,707,267
負 債 合 計	149,726,653	175,414,577	△6,928,457
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,121,119,807	4,082,890,472	38,229,335
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,121,119,807	4,133,756,461	38,229,335
負債及び正味財産合計	4,270,846,460	4,309,171,038	31,300,878

正味財産増減計算書

2022年7月1日から 2023年6月30日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	219,631,640	241,712,546	△ 4,143,892
貸室収入	164,543,537	170,031,514	△ 5,487,977
付加使用料収入	15,349,118	14,939,540	409,578
会議室収入	14,456,890	13,760,515	696,375
付帯設備収入	981,250	847,700	133,550
駐車場収入	18,072,967	18,329,182	△ 256,215
受取家賃収入	3,603,458	3,192,563	410,895
受取共益費収入	2,485,816	2,554,518	△ 68,702
その他収入	138,604	120,000	18,604
雑収益	2,335,068	3,256,958	136,444
雑収入	1,752,277	1,608,431	143,846
受取利息	74,579	82,315	△ 7,736
受取配当金	508,212	507,878	334
(2) 経常費用	221,966,708	244,969,504	△ 4,007,448
事業費	270,514,408	253,921,181	9,674,410
役員報酬	10,911,752	10,840,568	71,184
給料手当	34,119,465	31,419,812	2,699,653
退職給付費用	1,481,590	△ 402,400	1,883,990
法定福利費	4,260,187	4,225,790	34,397
福厚厚生費	1,517,712	1,503,037	14,675
会場費	1,135,005	839,570	295,435
講師料	1,310,000	1,420,000	△ 110,000
委託費	37,583,320	37,802,105	△ 218,785
地家賃	91,377	226,512	△ 135,135
支払地家賃	1,367,309	1,367,309	0
支払ス料	2,238,131	3,141,555	△ 903,424
租税課料	36,918,049	30,171,069	6,746,980
仲介手数料	1,415,942	297,800	1,118,142
広宣伝費	466,000	558,000	△ 92,000
修繕費	15,567,242	20,968,896	△ 5,401,654
清掃費	10,313,239	12,973,929	△ 2,660,690
保安費	15,701,917	15,890,604	△ 188,687
業務委託費	774,483	1,128,240	△ 353,757
管委託費	2,164,384	2,140,421	23,963
水道光熱費	24,068,645	21,076,046	2,992,599
消耗品費	2,195,187	903,532	1,291,655
備品費	91,121	523,648	△ 432,527
燃費	1,381,278	1,293,927	87,351
保険料	750,250	613,842	136,408
支払利息	504,999	672,313	△ 167,314
支会費	4,481,327	3,704,943	776,384
監査料	315,638	268,274	47,364
顧問料	8,673,600	9,449,800	△ 776,200
新事務費	651,842	678,832	△ 26,990
印刷費	419,806	424,449	△ 4,643
新製費	5,741,427	4,123,616	1,617,811
旅交費	15,918,703	13,351,413	2,567,290
通運費	1,558,031	1,646,451	△ 88,420
支手費	91,964	449,173	△ 357,209
渉外費	424,360	378,468	45,892
減価償却費	20,450,461	23,071,976	△ 2,621,515
雑費	3,458,665	1,696,478	1,762,187

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管 理 費	8,772,779	7,023,485	331,803
役 員 報 酬	2,196,415	2,160,823	35,592
給 料 手 当	1,243,917	1,132,311	111,606
退 職 給 付 費 用	102,600	5,400	97,200
法 定 福 利 費	134,623	74,906	59,717
福 利 厚 生 費	33,016	24,928	8,088
支 払 地 代	2,343	5,808	△ 3,465
支 払 家 賃	35,059	35,059	0
リ 一 ス 料	248,681	349,061	△ 100,380
租 税 公 課	812,401	656,781	155,620
修 繕 費	208,056	322,225	△ 114,169
清 掃 費	264,442	332,665	△ 68,223
保 守 費	402,614	407,452	△ 4,838
業 務 委 託 費	46,053	85,360	△ 39,307
水 道 光 熱 費	617,144	540,412	76,732
消 耗 品 費	12,184	95,708	△ 83,524
備 品 費	2,337	0	2,337
燃 料 費	35,418	33,177	2,241
保 險 料	19,237	15,739	3,498
支 払 利 息	12,948	17,239	△ 4,291
会 議 費	497,926	411,661	86,265
監 査 費	35,071	29,808	5,263
顧 問 料	410,400	408,200	2,200
事 務 費	72,427	75,425	△ 2,998
新 聞 図 書 費	46,645	47,161	△ 516
印 刷 製 本 費	38,178	22,659	15,519
旅 費 交 通 費	113,242	146,197	△ 32,955
通 信 運 搬 費	173,114	182,939	△ 9,825
支 払 手 数 料	10,044	10,539	△ 495
涉 外 費	39,480	34,392	5,088
減 価 償 却 費	522,468	589,597	△ 67,129
雜 費	384,296	187,344	196,952
経 常 費 用 計	279,287,187	260,944,666	10,006,213
当 期 経 常 増 減 額	△ 57,320,479	△ 15,975,162	△ 14,013,661
2. 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益			
固 定 資 産 売 却 益	100,222,550	0	100,222,550
経 常 外 収 益 計	100,222,550	40,622,953	100,222,550
(2) 経 常 外 費 用			
貸 倒 損 失	0	77,760	△ 77,760
固 定 資 産 除 却 損	0	42,372	△ 42,372
経 常 外 費 用 計	0	9,322,496	△ 120,132
当 期 経 常 外 増 減 額	100,222,550	31,300,457	100,342,682
税 引 前 当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	42,902,071	15,325,295	86,329,021
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税	4,672,736	7,439,039	△ 2,766,303
税 引 後 当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	⊖ 38,229,335	△ 50,865,989	89,095,324
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	4,082,890,472	4,133,756,461	△ 50,865,989
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	4,121,119,807	4,082,890,472	38,229,335
II 正 味 財 産 期 末 残 高	4,121,119,807	4,133,756,461	38,229,335

附 属 明 細 書

1 固定資産の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
建 物	333,808,568		15,198,503	318,610,065
建 物 附 属 設 備	40,653,235		5,671,232	34,982,003
構 築 物	90,004		6,382	83,622
機 械 装 置	3		2	1
車 両 運 搬 具	2		0	2
什 器 備 品	3,358,919		1,086,534	2,272,385
合 計	377,910,731	0	21,962,653	355,948,078

2 引当金の明細

(単位：円)

名 称	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	7,966,700	145,100		504,910	7,606,890

貸借対照表

2022年 6月30日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	641,287	611,425	29,862
預 金	333,250,877	394,561,277	△61,310,400
未 収 金	341,220	575,497	△234,277
前 払 金	140,297	651,983	△511,686
立 替 金	3,811	0	3,811
流動資産合計	334,377,492	396,400,182	△62,022,690
2. 固定資産			
建 物	333,808,568	349,628,024	△15,819,456
建 物 附 属 設 備	40,653,235	46,717,634	△6,064,399
構 築 物	90,004	101,013	△11,009
機 械 装 置	3	12,968	△12,965
車 両 運 搬 具	2	2	0
什 器 備 品	3,358,919	2,442,750	916,169
土 地	2,619,008,958	2,619,008,958	0
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	90,000	90,000	0
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	889,632,894	876,244,000	13,388,894
固定資産合計	3,905,168,090	3,912,770,856	△7,602,766
資 産 合 計	4,239,545,582	4,309,171,038	△69,625,456
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	2,176,400	2,184,001	△7,601
前 受 金	14,586,381	14,360,558	225,823
預 り 金	311,478	477,719	△166,241
仮 受 金	0	0	0
未 払 消 費 税 等	2,372,400	1,979,200	393,200
未 払 法 人 税 等	7,348,700	14,706,700	△7,358,000
流動負債合計	26,795,359	33,708,178	△6,912,819
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	59,048,856	66,351,304	△7,302,448
預 り 敷 金	61,062,195	65,209,395	△4,147,200
預 り 保 証 金	1,782,000	1,782,000	0
退 職 給 付 引 当 金	7,966,700	8,363,700	△397,000
固定負債合計	129,859,751	141,706,399	△11,846,648
負 債 合 計	156,655,110	175,414,577	△18,759,467
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,082,890,472	4,133,756,461	△50,865,989
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,082,890,472	4,133,756,461	△50,865,989
負債及び正味財産合計	4,239,545,582	4,309,171,038	△69,625,456

貸借対照表

2021年 6月30日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	611,425	581,707	29,718
預 金	394,561,277	365,335,170	29,226,107
未 収 金	575,497	15,233,469	△14,657,972
前 払 金	651,983	1,153,079	△501,096
仮 払 金	0	401,050	△401,050
立 替 金	0	11,372,940	△11,372,940
流動資産合計	396,400,182	394,077,415	2,322,767
2. 固定資産			
建 物	349,628,024	366,097,718	△16,469,694
建 物 附 属 設 備	46,717,634	25,388,991	21,328,643
構 築 物	101,013	113,369	△12,356
機 械 装 置	12,968	25,933	△12,965
車 両 運 搬 具	2	2	0
什 器 備 品	2,442,750	2,644,544	△201,794
土 地	2,619,008,958	2,629,035,120	△10,026,162
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	90,000	90,000	0
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	876,244,000	892,168,090	△15,924,090
固定資産合計	3,912,770,856	3,934,089,274	△21,318,418
資 産 合 計	4,309,171,038	4,328,166,689	△18,995,651
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	2,184,001	3,332,263	△1,148,262
前 受 金	14,360,558	13,330,048	1,030,510
預 り 金	477,719	392,746	84,973
仮 受 金	0	50,620	△50,620
未 払 消 費 税 等	1,979,200	3,111,500	△1,132,300
未 払 法 人 税 等	14,706,700	0	14,706,700
流動負債合計	33,708,178	20,217,177	13,491,001
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	66,351,304	74,486,090	△8,134,786
預 り 敷 金	65,209,395	85,235,395	△20,026,000
預 り 保 証 金	1,782,000	1,752,000	30,000
退 職 給 付 引 当 金	8,363,700	13,171,844	△4,808,144
固定負債合計	141,706,399	174,645,329	△32,938,930
負 債 合 計	175,414,577	194,862,506	△19,447,929
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,133,756,461	4,133,304,183	452,278
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,133,756,461	4,133,304,183	452,278
負債及び正味財産合計	4,309,171,038	4,328,166,689	△18,995,651

貸借対照表

2020年 6月30日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	581,707	868,883	△287,176
預 金	365,335,170	394,965,213	△29,630,043
未 収 金	15,233,469	7,975,114	7,258,355
前 払 金	1,153,079	111,667	1,041,412
仮 払 金	401,050	251,050	150,000
立 替 金	11,372,940	11,372,940	0
流動資産合計	394,077,415	415,544,867	△21,467,452
2. 固定資産			
建 物	366,097,718	383,248,307	△17,150,589
建 物 附 属 設 備	25,388,991	30,841,551	△5,452,560
構 築 物	113,369	127,237	△13,868
機 械 装 置	25,933	38,898	△12,965
車 両 運 搬 具	2	2	0
什 器 備 品	2,644,544	3,049,386	△404,842
土 地	2,629,035,120	2,629,035,120	0
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	90,000	90,000	0
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	892,168,090	900,065,472	△7,897,382
固定資産合計	3,934,089,274	3,965,021,480	△30,932,206
資 産 合 計	4,328,166,689	4,380,566,347	△52,399,658
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	3,332,263	3,427,583	△95,320
前 受 金	13,330,048	17,514,777	△4,184,729
預 り 金	392,746	607,438	△214,692
仮 受 金	50,620	50,620	0
未 払 消 費 税 等	3,111,500	752,800	2,358,700
流動負債合計	20,217,177	22,353,218	△2,136,041
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	74,486,090	83,030,702	△8,544,612
預 り 敷 金	85,235,395	84,549,395	686,000
預 り 保 証 金	1,752,000	1,752,000	0
退 職 給 付 引 当 金	13,171,844	11,105,969	2,065,875
固定負債合計	174,645,329	180,438,066	△5,792,737
負 債 合 計	194,862,506	202,791,284	△7,928,778
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,133,304,183	4,177,775,063	△44,470,880
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,133,304,183	4,177,775,063	△44,470,880
負債及び正味財産合計	4,328,166,689	4,380,566,347	△52,399,658

貸借対照表

2019年 6月30日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	868,883	614,700	254,183
預 金	394,965,213	431,881,996	△36,916,783
未 収 金	7,975,114	3,725,523	4,249,591
前 払 金	111,667	425,430	△313,763
仮 払 金	251,050	251,050	0
立 替 金	11,372,940	6,344,533	5,028,407
流動資産合計	415,544,867	443,243,232	△27,698,365
2. 固定資産			
建 物	383,248,307	401,111,904	△17,863,597
建 物 附 属 設 備	30,841,551	35,930,569	△5,089,018
構 築 物	127,237	142,801	△15,564
機 械 装 置	38,898	51,863	△12,965
車 両 運 搬 具	2	145,330	△145,328
什 器 備 品	3,049,386	2,305,846	743,540
土 地	2,629,035,120	2,629,035,120	0
電 話 加 入 権	282,507	282,507	0
敷 金	90,000	90,000	0
保 証 金	70,000	70,000	0
出 資 金	18,173,000	18,173,000	0
定 期 預 金	900,065,472	888,218,048	11,847,424
固定資産合計	3,965,021,480	3,975,556,988	△10,535,508
資 産 合 計	4,380,566,347	4,418,800,220	△38,233,873
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	3,427,583	3,374,072	53,511
前 受 金	17,514,777	18,235,742	△720,965
預 り 金	607,438	565,999	41,439
仮 受 金	50,620	50,620	0
未 払 消 費 税 等	752,800	295,400	457,400
流動負債合計	22,353,218	22,521,833	△168,615
2. 固定負債			
長 期 借 入 金	83,030,702	90,828,452	△7,797,750
預 り 敷 金	84,549,395	73,198,239	11,351,156
預 り 保 証 金	1,752,000	1,752,000	0
退 職 給 付 引 当 金	11,105,969	9,331,800	1,774,169
固定負債合計	180,438,066	175,110,491	5,327,575
負 債 合 計	202,791,284	197,632,324	5,158,960
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	4,177,775,063	4,221,167,896	△43,392,833
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	4,177,775,063	4,221,167,896	△43,392,833
負債及び正味財産合計	4,380,566,347	4,418,800,220	△38,233,873